



(様式4)

石垣市公告第157号

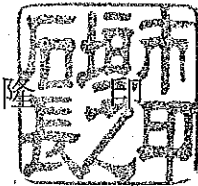
石垣農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり一般の縦覧に供する。

石垣市の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、石垣市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から令和5年11月13日までに石垣市にこれを申し出ることができる。

令和 5年 9月 27日

石垣市長 中山 義隆



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 5年 9月 27日

至 令和 5年 10月 27日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

石垣市 農林水産商工部 農政経済課
(石垣市真栄里672番地)